督　促　状

年　月　日

○○市長
○○　○○　　印

葉書宛名

下記の市税（料）が未納となっておりますので、至急○○市指定金融機関等で納付してください。

※ 既に納付済の場合は、行き違いになることがありますのでご了承ください。

納付義務者			
科　目			
年　度		期（月）分	
通知書番号		納　期　限	
未納金額		支払期限	

重要

（お問い合わせ先）
〒000-0000
○○市○○町１丁目２番３号
国保課
電話番号　000-000-0000

＜ 注意事項 ＞

１　滞納処分について
督促状発送後10日を経過した日までにこの税（料）金を完納されないときは、滞納処分を受けることがあります。

２　不服がある場合
この督促状に記載された事項について不服のある場合は、この督促状を受け取った日の翌日から起算して３か月以内に市長に対して審査請求をすることができます。この督促処分の決定の取消しを求める訴えは、前記の審査請求に係る裁決の送達を受けた日の翌日から起算して６か月以内に市を被告として（市長が被告の代表者となります。）提起することができます。なお、処分の取消しの訴えは、前記の審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができないこととされていますが、
①審査請求があった日から３か月を経過しても裁決がないとき
②処分、処分の執行又は手続きの続行により生ずる著しい損害を避けるための緊急の必要があるとき
③その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき
は裁決を経ないでも処分の取消しの訴えを提訴することができます。